

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 24 日（金）第3291号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	告 示
○鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則（※）		（水産振興課取扱い） 1
○保安林の指定予定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 1
○救急病院等の認定		（地域医療整備課取扱い） 2
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（14件）		（水産振興課取扱い） 2
○海岸保全区域の廃止		（漁港漁場課取扱い） 7
○海岸保全区域の指定		（漁港漁場課取扱い） 7
○肥料の登録		（食の安全推進課取扱い） 9
○県営土地改良事業の計画の決定（2件）		（農地整備課取扱い） 9
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可		（都市計画課取扱い） 10
○河川法に基づく大浦川水系河川整備基本方針の公表		（河川課取扱い） 10
○警察官採用試験公告		（警務課取扱い） 10

## 規 則

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第3号

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第38条の表手繰網の項中「10節」の次に「（指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内においては、14節）」を加える。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 告 示

## 鹿児島県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林予定森林の所在場所  
南九州市川辺町清水字小崎大比良10834番， 宇福ヶ迫10862番
- 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第196号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡錦江町馬場字瀬戸5496番1, 5496番7, 5496番27, 5496番28

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第197号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地 3

2 認定の有効期限

平成32年 1 月 31 日

**鹿児島県告示第198号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日まで東町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
出水郡長島町諸浦1741番地 長元信男  
出水郡長島町諸浦273番地5 長岡明  
出水郡長島町獅子島1557番地 池田安彦
- 2 加入区  
東加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
東町漁業協同組合

**鹿児島県告示第199号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月24日から同年3月10日まで甑島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年2月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
薩摩川内市鹿島町藺牟田1587番地 小村昌治  
薩摩川内市鹿島町藺牟田1158番地2 橋野光成  
薩摩川内市鹿島町藺牟田300番地 中野淳
- 2 加入区  
鹿島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
甑島漁業協同組合

**鹿児島県告示第200号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月24日から同年3月10日まで加世田漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年2月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
南さつま市加世田小湊8273番地 福島満嘉  
南さつま市加世田小湊5737番地2 山崎慶幸  
南さつま市加世田小湊8840番地1 阿久根整
- 2 加入区  
加世田加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
加世田漁業協同組合

**鹿児島県告示第201号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月24日から同年3月10日まで南さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
南さつま市坊津町久志2046番地 原政人  
南さつま市坊津町久志6559番地 2 宮崎忠夫  
南さつま市坊津町久志1952番地 3 杜山昇
- 2 加入区  
久志加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
南さつま漁業協同組合

**鹿児島県告示第202号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日までかいゑい漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
指宿市開聞川尻5529番地 9 丸山義明  
指宿市開聞川尻5369番地10 野元静昭  
指宿市開聞仙田1998番地 2 西川元光
- 2 加入区  
かいゑい加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
かいゑい漁業協同組合

**鹿児島県告示第203号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日まで指宿漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
指宿市西方3926番地 2 野元重信  
指宿市湯の浜三丁目 7 番15号 玉城光男  
指宿市湯の浜四丁目 7 番29号 折田正二
- 2 加入区  
指宿加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
指宿漁業協同組合

**鹿児島県告示第204号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日まで指宿漁業協同

組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
指宿市岩本135番地 坂元広志  
指宿市岩本124番地 1 常松満夫  
指宿市岩本178番地 高田敏夫
- 2 加入区  
岩本加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
指宿漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第205号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日までおおすみ岬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
肝属郡錦江町神川750番地15 坂下勝則  
肝属郡錦江町馬場240番地 鶴崎達郎  
肝属郡錦江町神川750番地18 坂下進
- 2 加入区  
大根占加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
おおすみ岬漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第206号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日までおおすみ岬漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
肝属郡南大隅町佐多馬籠932番地 6 山野一三  
肝属郡南大隅町佐多馬籠884番地 4 田中貢  
肝属郡南大隅町佐多郡81番地 4 高橋健一
- 2 加入区  
佐多岬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
おおすみ岬漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第207号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日までねじめ漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
肝属郡南大隅町根占川南1107番地 桑鶴勝四  
肝属郡南大隅町根占川南445番地 1 田川徹  
肝属郡南大隅町根占川北508番地 前田重吉
- 2 加入区  
根占加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
ねじめ漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第208号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
肝属郡肝付町岸良1273番地 船間一義  
肝属郡肝付町岸良1246番地乙 林光弘  
肝属郡肝付町岸良1258番地27 戸柱康見
- 2 加入区  
船間加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
内之浦漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第209号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
肝属郡肝付町南方515番地 1 柳川良則  
肝属郡肝付町北方1854番地 2 津代美佐男  
肝属郡肝付町南方1396番地 1 吐合浩一郎
- 2 加入区  
内之浦加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称  
内之浦漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第210号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日まで志布志漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
志布志市志布志町志布志二丁目19番6号 岩下忍  
志布志市有明町野井倉8219番地1 稲森藤一郎  
志布志市志布志町夏井1263番地 加藤隆男
- 2 加入区  
志布志加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
志布志漁業協同組合

**鹿児島県告示第211号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 24 日から同年 3 月 10 日まで宇検村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡宇検村大字田検354番地 渡立  
大島郡宇検村大字宇検544番地の12 前田啓一  
大島郡宇検村大字須古488番地 辰島雅之
- 2 加入区  
宇検加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
宇検村漁業協同組合

**鹿児島県告示第212号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和43年12月9日鹿児島県告示第1297号の2で指定した鹿児島県薩南諸島沿岸古仁屋漁港海岸保全区域を廃止する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第213号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

古仁屋漁港海岸保全区域  
鹿児島県薩南諸島沿岸古仁屋漁港海岸

区 域	基 点	補 助 点
基点1から基点2までを順次直線で結んだ線並びに基点2、補助点2の1、同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線に	1 大島郡瀬戸内町古仁屋下間原12の5番地の標くいの点	1の1 基点1から189度44分20メートルの点
	2 基点1から99度44分25メートルの点	2の1 基点2から189度44分20メートルの点

より囲まれた区域

基点3から基点7までを順次直線で結んだ線並びに基点7，補助点7の1，同6の1，同3の1及び基点3を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点8から基点15までを順次直線で結んだ線並びに基点15，補助点15の1，同8の1及び基点8を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点16から基点18までを順次直線で結んだ線並びに基点18，補助点18の1，同17の1，同16の1及び基点16を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

基点19から基点25までを順次直線で結んだ線並びに基点25，補助点25の1，同24の1，同23の1，同22の1，同21の1，同20の1，同19の1及び基点19を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

3 大島郡瀬戸内町古仁屋下間原12の1番地の標くいの点  
 4 基点3から100度29分28メートルの点  
 5 基点4から197度13分47メートルの点  
 6 基点5から106度19分42メートルの点  
 7 基点6から51度23分12メートルの点  
 8 大島郡瀬戸内町古仁屋春日1の27番地の標くいの点  
 9 基点8から68度13分24メートルの点  
 10 基点9から197度51分17メートルの点  
 11 基点10から109度02分35メートルの点  
 12 基点11から21度30分13メートルの点  
 13 基点12から94度27分22メートルの点  
 14 基点13から199度42分22メートルの点  
 15 基点14から107度42分39メートルの点  
 16 大島郡瀬戸内町古仁屋船津27番地の標くいの点  
 17 基点16から132度47分47メートルの点  
 18 基点17から42度22分117メートルの点  
 19 大島郡瀬戸内町古仁屋大田原1114の55番地の標くいの点  
 20 基点19から132度44分175メートルの点  
 21 基点20から222度32分84メートルの点  
 22 基点21から151度28分487メートルの点  
 23 基点22から100度47分48メートルの点  
 24 基点23から156度15分180メートルの点  
 25 基点24から192度08分237メートルの点

トルの点  
 3の1 基点3から197度13分98メートルの点  
 6の1 基点6から168度52分61メートルの点  
 7の1 基点7から141度23分54メートルの点  
 8の1 基点8から198度44分12メートルの点  
 15の1 基点15から195度13分7メートルの点  
 16の1 基点16から221度53分14メートルの点  
 17の1 基点17から159度53分29メートルの点  
 18の1 基点18から132度22分27メートルの点  
 19の1 基点19から222度44分58メートルの点  
 20の1 基点20から266度15分80メートルの点  
 21の1 基点21から277度24分68メートルの点  
 22の1 基点22から231度19分66メートルの点  
 23の1 基点23から218度24分57メー

		トルの点 24の1 基点24から 269度 20分 54メー トルの点 25の1 基点25から 282度 08分 53メー トルの点
--	--	--

**鹿児島県告示第214号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。  
 平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1331号	平成29年2月16日	平成35年2月15日	配合肥料	マルイ肥料配合	窒素全量 6.0 りん酸全量 9.0 加里全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	マルイファーム株式会社	出水市平和町225番地

**鹿児島県告示第215号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業水利施設保全合理化（農業用排水施設整備）多々良石地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 2 月 27 日から同年 3 月 27 日まで
- 3 縦覧場所  
伊佐市役所農政課

**鹿児島県告示第216号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営排水施設等整備（農業用排水施設整備）浅井野地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成29年 2 月 27 日から同年 3 月 27 日まで
- 3 縦覧場所  
さつま町役場耕地林業課

**鹿児島県告示第217号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
南さつま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 加世田都市計画下水道事業
  - (2) 名称 加世田都市下水路
- 3 事業施行期間（変更なし）  
平成23年 8 月 5 日から平成33年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成23年 8 月 5 日鹿児島県告示第820号及び平成27年 9 月 1 日鹿児島県告示第805号の事業地のうち大字加世田村原字永田及び字茶碗田地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
平成23年 8 月 5 日鹿児島県告示第820号及び平成27年 9 月 1 日鹿児島県告示第805号の事業地のうち大字加世田村原字永田及び字茶碗田地内において事業地を変更する。

**公 告**

河川法に基づく大浦川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第 1 項の規定により，大浦川水系河川整備基本方針を定めたので，鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

警察官採用試験公告

平成29年度警察官採用試験を警視庁（東京都），神奈川県，滋賀県，大阪府及び兵庫県と共同して次のとおり実施する。

平成29年 2 月 24 日

鹿児島県警察本部長 河野真

1 試験区分及び職務内容

都府県名	試験区分	職務内容
鹿児島県	警察官 A（男性，女性，武道），警察官 B（男性，女性，武道）	個人の生命，身体及び財産の保護，犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警視庁 神奈川県 滋賀県 大阪府 兵庫県	警察官 A（男性），警察官 B（男性）	

2 受験資格

- (1) 年齢

都府県名	警察官 A	警察官 B
鹿児島県	昭和61年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日に生まれた者	昭和61年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日に生まれた者
警 視 庁	昭和57年 5 月 16日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和57年 9 月 19日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた者
神奈川県 滋 賀 県	昭和62年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和62年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた者
大 阪 府	昭和59年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和59年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた者
兵 庫 県	昭和57年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和57年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた者

## (2) 学歴・資格

学 歴 等	警察官 A	警察官 B
学 歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法による大学（4 年制大学以上のもの）を卒業した者又は平成30年 3 月末までに卒業見込みの者</li> <li>鹿児島県人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者（注 1）</li> </ul>	左記に掲げる者以外の者
試験区分 (武道) における 資 格	柔道の段位が 3 段以上又は剣道の段位が 3 段以上を有する男性	柔道の段位が 2 段以上（学校教育法による高等学校を平成30年 3 月末までに卒業見込みの者は初段以上）又は剣道の段位が 2 段以上を有する男性
そ の 他	<p>次のいずれかに該当する者は受験できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の国籍を有しない者</li> <li>成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）</li> <li>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>志望する都府県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</li> <li>日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ul>	

(注 1) 都府県によって異なる場合がある。

## 3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警察官 A	警察官 B	
第 1 次 試 験	教 養 試 験 等	試験日	平成29年 5 月 14 日 (日)	平成29年 9 月 17 日 (日)
		試験地	鹿児島市	鹿児島市, 鹿屋市, 奄美市 (武道は鹿児島市のみ)
	試 験 種 目	教養試験, 論文試験, 身体一般検査, 実技試験 (武道のみ) (注 1)	教養試験, 作文試験, 身体一般検査, 実技試験 (武道のみ) (注 1)	
	適 性 検 査	試験日	平成29年 6 月 9 日 (金) から 6 月 12 日 (月) まで	平成29年 10 月 10 日 (火) から 10 月 12 日 (木) まで
		試験地	鹿児島市	
		試 験		

試験等	種目	適性検査，身体精密検査，体力検査（注2）	
	合格発表	平成29年6月30日（金）	平成29年11月2日（木）
第2次試験	試験日	平成29年7月12日（水）から7月19日（水）まで	平成29年11月21日（火）から11月28日（火）まで
	試験地	鹿児島市	
	試験種目	面接試験	
	合格発表	平成29年8月上旬	平成29年12月中旬

○ 鹿児島県分については、上記のとおり。他都府県については教養試験，論作文試験，身体一般検査の実施日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都府県が定める。

（注1） 鹿児島県以外の都府県を第1志望とする者は、第1次試験は、教養試験，論作文試験及び身体一般検査のみを行う。

論作文試験は、第1次試験日に実施するが、採点は第2次試験で行う。

（注2） 適性検査等は、教養試験（資格加点除く）の成績（武道の場合は、教養試験及び実技試験）が一定の基準以上で、かつ、身体一般検査の結果が合格基準を満たす者が対象となる。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	警察官A	警察官B
申込受付期間	平成29年4月3日（月）午前8時30分から4月17日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	平成29年8月2日（水）午前8時30分から8月16日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/">http://www.pref.kagoshima.jp/</a> ）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	警察官A	警察官B
受験申込書配布開始日	平成29年3月3日（金）	平成29年7月3日（月）
申込受付期間	平成29年4月3日（月）から4月19日（水）まで（19日の消印有効）	平成29年8月2日（水）から8月18日（金）まで（18日の消印有効）
受験申込書の請求先	鹿児島県警察本部，鹿児島県内の各警察署，鹿児島県県外事務所等	
受験申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。</li> <li>・ 受験申込みは、一試験区分に限る。</li> <li>・ 警察官A（男性）及び警察官B（男性）は、上記都府県のうち第2志望まで選択することができる。ただし、鹿児島県以外の都府県を第1志望とした場合は、鹿児島県を第2志望とすることはできない。</li> </ul> <p>なお、いずれかの都府県で第1次試験に合格した場合は、第2志望は無効となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験申込書の受理後における試験区分、志望都府県及び試験地の変更は認めない。</li> <li>・ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。</li> </ul>	
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課	

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都府県によって異なるが、鹿児島県分については次のと

おりである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は、名簿の確定の日から原則として1年間である。

#### 6 給与

給与は各都府県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。平成29年2月1日時点における初任給は、下表のとおりである（職務経験等がある場合は、加算される場合がある。）。また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官A	199,700円（大学卒）
警察官B	182,800円（短期大学卒）
	168,000円（高等学校卒）

#### 7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問合せ先	
鹿児島県 警察本部 警務課	郵便番号890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話（代表）099-206-0110（内線2636） （直通）099-206-2220